国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（別表） ［略］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（10年旅券） / 法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（5年旅券） / 処分の申請をする者が12歳未満であるとき / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（12歳未満） / 法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等） / 法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加） / 第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書） ［略］ /	（別表） ［同上］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（10年旅券） / 法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（5年旅券） / 処分の申請をする者が12歳未満であるとき / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（12歳未満） / 法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等） / 法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加） / 第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書） ［同上］ /
［略］											
ボルトガル	ユーロ	114	157	79	121	43	86	43	86	11	18
マルタ	ユーロ	114	157	79	121	43	86	43	86	11	18
モルドバ	モルドバ・レイ	2,247	3,090	1,545	2,388	843	1,685	843	1,685	225	351
［略］											
［同上］											
ボルトガル	ユーロ	114	157	79	121	43	86	43	86	11	18
［項を加える。］											
モルドバ	モルドバ・レイ	2,247	3,090	1,545	2,388	843	1,685	843	1,685	225	351
［同上］											

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。